

申請に対する処分個別票

| | |
|----------------------|---|
| 所管局部課（担当）名 （電話番号） | 環境局事業部事業管理課斎場霊園担当(06-6630-3135) |
| 処分課（担当）名 | 同上 |
| 処分の名称 | 霊園使用許可証の再交付 |
| 概要 | 大阪市設霊園条例施行規則により、使用者が霊園使用許可証を紛失し、又は汚損したときは、霊園使用許可証の再交付を受けなければなりません。 |
| 根拠法令等 及び条項 | 大阪市設霊園条例施行規則（昭和54年5月31日規則46号）第20条第2項 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) |
| 審査基準 | 再交付の場合は、申請人が霊園使用許可を受けた本人であることを証明するもの（運転免許証等）の提出を求めることがある。 |
| 標準処理期間 | 3週間 |
| 経由日数 | なし |
| 提出先 | 市設霊園管理事務所 |
| 提出時期 | 随時 |
| 提出方法 | 霊園使用許可証再交付申請書、住民票、霊園使用許可証（汚損の場合）を使用する霊園を管理する市設霊園管理事務所へ提出してください。 |
| 手数料 | 250円の手数料が必要となります。 |
| 相談窓口 | 環境局事業部事業管理課もしくは市設霊園管理事務所 |
| ホームページ | https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/category/3007-4-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html |
| 備考 | |